

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第20号

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成3年大和市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項第2号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。